

(事業主の方へ)

雇用調整助成金 ガイドブック (簡易版)

～雇用維持に努力される事業主の方々へ～

緊急対応期間

(令和2年4月1日～令和3年2月28日)

※緊急対応期間が延長されました(延長前は令和2年12月31日)。

※申請の期日が延長されたものではありません。

(申請期限は、「支給対象期間」の最終日の翌日から2ヶ月以内です。)

このガイドブックは、**緊急対応期間(令和2年4月1日～令和3年2月28日)に休業を実施した場合**についての支給要件や助成額、申請方法をわかりやすく記載した簡易版です。

その他の期間に休業を実施した場合は、要件や助成額等が異なります。

このほか、教育訓練を実施した場合等、出向者を休業させた場合等については、通常版のガイドブックを参考にしてください。

厚生労働省
都道府県労働局
ハローワーク(公共職業安定所)
令和2年12月28日現在

PL021228 企01